

成年年齢の引下げを見据えた環境整備 若年者の自立支援に関する施策について (津富)

1 ヒアリング

高橋亜美さん(アフターケア相談所ゆずりは) 高橋温さん(弁護士・子どもセンターてんぼ)
宮本みち子さん(放送大学) 伏見進吾さん(児童養護施設まきばの家)

2 基本的認識

- ・端的には 境界年齢の問題 (20歳から18歳へ)
保護からの離脱の「可能性」が高まる and 権利行使の「可能性」が高まる
→「法的な問題」というよりは「法律改正」に「世間」や「支援者」がどのように反応するかという問題
- ・根本的には、「自立／大人」概念の問題
児童の権利条約は18歳までだが、成長発達権の年齢上限はどこまで及ぶか
子若法は39歳(サポステは44歳まで)
いつまでか、モラトリアム／移行期間なのか

3 法的な整理 (別紙)

4 起きること

保護からの離脱の「可能性」が高まる

現行でも、20歳で保護が打ち切れがち、18歳になれば保護からの離脱が早まる

児童相談所、児童養護施設、自立援助ホーム、養育里親などの「方針」が変わる可能性
「18歳になったんだから何とかしなさい」

18歳から20歳のギャップ(成人になるまでの支援というロジック)が使えなくなる

→支援(者)ではなく、本人が対処しなければならない状況が増える

権利行使の「可能性」が高まる

保証人の設定の基準は(おそらく)変わらない 現行でも20歳は無関係

保証人を立てるという要求は高まっている 例 保証会社が保証人を要求

親からの自立促進は、親が機能していない場合には問題にならない

(過干渉の場合には、あてはまるが・・・)

→ 実質的な権利行使は高まらない

まとめ

2歳前倒しの丸投げ

5 必要な対策

- ・とりわけ脆弱層への支援の強化
18歳以前の自立準備支援の強化 契約関係の仕組みなど
アフターケアの時期と量の見直し 早めに入れる必要
- ・「世間」や「支援者」の反応を変えるための社会運動／制度化
支援者に対する支援
企業や不動産業の教育 例 連帯保証人から身元保証人へ 弁護士などの関与
- ・自立概念についての議論
トラウマティックな経験が、一生にわたって続くことの理解

デメリット

- 1 18歳からの保護からの脱落
 - ・民事法律扶助における返金義務の発生
 - ・保証人になってもらえなくなる可能性
「契約における親の保証人要件」を活用した、親との再統合の機会が失われる可能性
 - ・扶養義務（養育費など）が打ち切られる可能性
- 2 各種契約におけるリスクの増加
 - ・携帯電話の契約 施設長同意が不要となる
- 3 18歳以降の「自己決定」の濫用
 - ・利用者対応が困難になる可能性 施設、高校において
 - ・保護（例 施設）から離脱したいという子どもが増える可能性

メリット

- 1 親の同意が不要となる
 - ・婚姻
 - ・中絶
 - ・児童養護施設の諸事 例 予防接種 散髪 写真掲載 作品集への名前の掲載 治療
- 2 親を保証人として求められなくなる
 - ・不動産賃貸 入居 *保証会社の取り扱いについては不明
 - ・学校教育 入学
 - ・雇用 就職
 - ・携帯契約 在宅における携帯契約が可能となる
- 3 親による取消権から自由になる
 - ・不動産賃貸 親による退去がなくなる
 - ・学校教育 親による退学がなくなる
 - ・雇用 親による退職がなくなる
 - ・携帯契約 在宅における携帯契約が可能となる
- 4 親から自立しやすくなる
 - ・親の捜索依頼 警察の回答義務不要になる
 - ・旅券取得 親の署名が不要になる
- 5 18歳に年齢要件が下がる
 - ・市営住宅などの入居要件 18歳に下がる可能性
 - ・求人年齢 18歳に下がる可能性

議論のある点

- 1 子どもシェルターと女性シェルターのすみわけをどうするか
 - ・子どもシェルターが18歳以降をとることで、重複する
- 2 障害年金受給開始年齢は下がるのか
 - ・（今回下がらない）国民年金に連動しないのか